

## 姫路市保育士等保育料支援事業 Q & A

### Q 1. 制度の目的は何か

A. 保育士等が、養育する0～2歳児の子どもの保育料を負担するために要した費用の一部について、勤務する市内の私立保育所等の設置者が保育料支援金として支給する事業に対し、その要した経費を補助することにより、保育士等の経済的負担を軽減します。それにより、潜在保育士の掘り起こしや、市内の私立保育所等への就職を促進して、保育の提供に携わる人材の確保や職場定着及び離職防止を図り、待機児童の解消や保育の質の向上につなげることを目的としています。

### Q 2. どのような場合に助成が受けられるか

A. 市内の私立保育所等の設置者が、保育業務に専従する者として直接雇用した保育士等に対して、その保育料負担を支援することを明確に定めた社内規程、就業規則又は給与規程（以下「規程等」という。）に基づいて、保育料支援金を支給するのに要した経費について、その一部を助成します。

### Q 3. 補助対象者とは

A. 雇用する補助対象保育士等（Q 4 参照）に対して、保育料支援を明確に定めた規程等に基づいて、保育料支援金を支給する市内の私立保育所等を設置する者

### Q 4. 本事業の補助対象保育士は

A 以下のすべてに該当する方

- ・市内の私立保育所等において保育業務に専従する保育士等として勤務している。
- ・雇用契約において、労働時間が「1日6時間以上かつ1か月20日以上」と定められている、またはそれに相当すると認められること。
- ・同一世帯の満3歳到達日後の最初の4月1日を迎える前のこどもを養育し、その子どもを認可保育所・認定こども園に預け、その保育料を負担していること。
- ・姫路市民であること。
- ・保育料を対象とした類似の補助を受けていないこと。
- ・補助金の交付を受けようとする期間において、保育料支援金の対象となる子どもの保育料について、兵庫県が実施する「未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付」を受けていないこと。

※子どもの預け先が届出保育施設である場合は対象になりません。

※県が実施する「未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付」を利用する場合は、貸付の対象となる期間については補助の対象となりません。

#### Q 5. 補助対象保育士等にならないのはどのような場合か

A. 対象外になる者の具体例

- ・派遣により勤務する保育士等
- ・施設長（園長）等管理職業務や補助（無資格）的業務に従事し、保育業務に専従していない職員
- ・産休・育休、傷病等により長期休業中の職員
- ・非課税世帯である場合（幼児教育・保育無償化対象） 等

#### Q 6. 支給額及び支給方法は

A. 対象保育士 1 人につき、補助対象者が保育料支援金として支出した額又は対象保育士が保育料として負担した額の 2 分の 1 に相当する額のいずれか少ない額を、交付対象者（保育士等を雇用する施設）の口座に支給します。

※勤務を開始する日が、月の初日である場合は当該月から、月の初日以外の日である場合は翌月から開始

※育休、傷病休暇など、休職されている月は対象外です。

※本事業における補助金の申請は単年度ごとに行う必要があり、1 事業年度あたり 12 か月分を限度とします。  
申請書の提出は毎年度必要です。

※対象保育士 1 人あたりに相当する補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てとします。

※毎年度議会の予算承認を経る必要があるため、次年度以降の交付を約束するものではありません。

#### Q 7. 「保育士・保育教諭等（保育士等）」とあるが、幼稚園教諭免許のみの取得者も対象となるか

A. 幼稚園教諭免許のみを有し、認定こども園に勤務している幼稚園教諭も対象になります。

#### Q 8. 正規職員だけが対象になるのか

A. 正規の保育士等のほか、労働時間が「一日 6 時間以上かつ一月 20 日以上」または「それと同等の勤務条件」と確認できる雇用契約により勤務する非正規（常勤的非常勤）の保育士等も対象保育士等となります。

#### Q 9. 市内の私立認可保育所等で働いていればよいのか

A. 勤務する保育所等の設置者に直接雇用され、保育に専従している保育士等が対象になります。（資格を有していても、事務職員やその他補助（無資格）職員の場合や派遣されている場合は対象となりません。）

#### Q10. 年度途中及び年度末で退職した場合の取扱いは

A. 本補助金は年度途中で退職した場合も、月の初日から末日まで勤務した月までは対象になります。

**Q11. 今の園を辞めて、違う園に採用された場合も対象になるのか**

A. 姫路市内の私立保育所等に転園し、施設が保育料支援金を支給している場合は対象になりますが、月の途中で転園する場合、最初の月は対象となりません。

**Q12. 勤務していた保育所等を運営する法人の同系列の保育所等に転籍した保育士等は補助の対象になるか**

A. 交付決定者が配置換えにより勤務先の保育所等が変更になった場合は、引き続き補助の対象となります。ただし、市外の保育所等への配置換えの場合はその資格を喪失することになります。

**Q13. 保育士資格を有していない保育補助者等が、保育士資格等を取得した場合は対象となるか**

A. 保育補助者（無資格）として勤務する在職中の臨時職員が、改めて保育士等としての雇用契約を交わした場合や、市内の他の保育所等に新たに雇用された場合は補助対象者となります。

**Q14. 姫路市外に住んでいても対象となるか**

A. 姫路市在住の保育士等が対象となります。

**Q15. 市内に住んでいるが、市外の私立保育所等に勤務している場合、対象保育士等となるか**

A. 対象保育士等とはなりません。本事業の対象は、市内の私立保育所等で保育士等として勤務している方です。

**Q16. 産休や育休中の保育士等は対象になるか**

A. 産休や育休の休業期間は勤務していないため、補助対象外となります。

**Q17. 傷病等で休職期間中の保育士等は対象となるか**

A. 産休や育休中と同様に取扱い、補助対象外となります。

**Q18. 次年度以降の事業継続の見通しはあるのか**

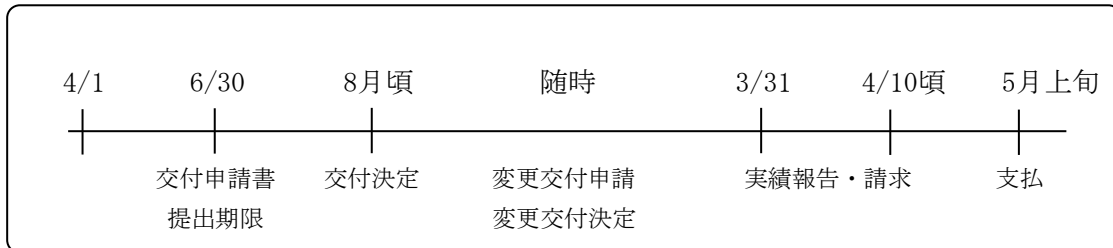
A. 毎年度議会の予算承認を経る必要があるため確約はできません。

**Q19. 補助金の申請から支払までの流れについて示してほしい**

A. 各届出事項に係る書類の提出時期は以下のとおりです。

| 届出事項<br>対象者 | 交付申請 | 変更交付申請 | 実績報告・請求 |
|-------------|------|--------|---------|
| 次年度以降（継続者）分 | ～6月末 | 随時     | ～4月初旬   |

【参考】年間スケジュールの例

**Q20. 申請は一度すれば毎年有効か**

A. 有効ではありません。毎年度6月30日までに申請していただく必要があります。

**Q21. 申請書の提出が遅れた場合はどうなるのか**

A. 期限後に提出された場合、遅延に特別な理由があると認められない限り、提出月からの支給開始となりますので、期限に遅れないように提出してください。

**Q22. 婚姻等により申請時から対象保育士等の氏名が変わった場合、実績報告時の氏名はどちらを使用すればよいのか**

A. 変更後の氏名をご記入いただき、「姫路市保育士等保育料支援事業補助金実績報告書（様式第9号）」の余白に変更理由をご記入ください（【例】○月○日付婚姻による氏名変更（旧姓：△△））

**Q23. この補助金は、設置者の会計としてどのような扱いになるのか**

A. 保育所・認定こども園の事業会計に、「補助金事業収入」として計上してください。  
なお、会計処理については税理士等にご相談ください。